



熊本県公報

第 1 2 3 1 8 号
平成 26 年 5 月 23 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 喀痰吸引業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (//) 2
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可…………… (漁港漁場整備課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (//) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (//) 4
- 三角港港湾施設の概要…………… (港湾課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5

公 告

- 熊本都市計画下水道の変更(菊陽町決定)…………… (都市計画課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 平成 26 年度自動車税納税通知書差出代行業務に係る一般競争入札の落札者の決定…………… (税務課) 6
- 土地改良区定款変更認可…………… (農村計画課) 6
- 土地改良区定款変更認可…………… (//) 6
- 土地改良区定款変更認可…………… (//) 6
- 道路の位置指定…………… (建築課) 6
- 家畜人工授精に関する講習会…………… (畜産課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 7
- 土地改良区役員の退任…………… (//) 8
- 土地改良区役員の退任…………… (//) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 8

登 載 依 頼

- 第 5 1 回熊本県環境審議会の開催…………… (熊本県環境審議会) 9
 - 熊本県指紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札参加資格…………… (警察本部鑑識課) 10
 - 熊本県指紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 10
 - 特定調達契約に係る相手方の決定…………… (警察本部広報県民課) 14
- 正 誤
- 平成 26 年 4 月 4 日熊本県公報第 1 2 3 0 4 号目次中…………… (港湾課) 14

告 示

熊本県告示第 5 3 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 26 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護事業所 関の郷	株式会社南関介護サービ	居宅介護、重度訪問介	平成 26 年 6

玉名郡南関町大字関町1 6番地1	ス 玉名郡南関町大字関町1 6番地1 小嶋 聡	護	月1日
---------------------	----------------------------------	---	-----

熊本県告示第538号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
一般社団法人地域生活Y o u & I 熊本市中央区新屋敷一丁目13番4号	サポートセンターかがやき 熊本市中央区新屋敷一丁目13番4号	43220 0035	平成26年5月1 4日

熊本県告示第539号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成26年4月11日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
天草郡苓北町志岐660番地 志岐漁港海岸管理者 苓北町長
天草郡苓北町志岐660番地 道路管理者 苓北町
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
天草郡苓北町志岐字町辻70、71の2、72の2、73の2、字上津渕701の5、701の2、702の1、702の3、702の6、702の4、704の19、704の4、704の5、704の6、704の7及び704の8に隣接介在する道路、水路に隣接する無番地（堤）地先、字上津渕704の9、704の11、704の12、704の13、704の14、704の15、704の16及び704の17に隣接する無番地（堤）地先、字上津渕704の18及び字塩屋ノ上705の4に介在する道路及び705の4に隣接する無番地（堤）地先、字塩屋ノ上705の4に隣接する無番地（堤）及び706に隣接する無番地（堤）に介在する水路地先、字塩屋ノ上706、706の3及び706の2に隣接する無番地（堤）地先、字塩屋ノ上706の2に隣接する無番地（堤）及び708の2に隣接する水路に隣接する無番地（堤）に介在する水路地先並びに字塩屋ノ上708の2、字八ツ尾原1001の6、1001の5、1001の4及び1002の1に隣接介在する無番地（道路、水路）に隣接する無番地（堤）地先公有水面
 - (2) 区域
次の(1)の地点から(16)の地点までを順次直線で結んだ線及び(16)の地点と(1)の地点とを結ぶ平成14年秋分の日満潮位（DL+3.20メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - (1)の地点 基点四季咲岬燈台（北緯32度31分46秒、東経130度00分48秒）から113度49分40秒 4.060.706メートルの地点
 - (2)の地点 (1)の地点から16度21分 34.09メートルの地点
 - (3)の地点 (2)の地点から95度38分 66.14メートルの地点
 - (4)の地点 (3)の地点から95度05分 8.83メートルの地点
 - (5)の地点 (4)の地点から94度14分 8.83メートルの地点
 - (6)の地点 (5)の地点から93度21分 9.19メートルの地点
 - (7)の地点 (6)の地点から92度28分 9.19メートルの地点
 - (8)の地点 (7)の地点から91度35分 8.83メートルの地点
 - (9)の地点 (8)の地点から90度44分 8.83メートルの地点
 - (10)の地点 (9)の地点から90度11分 207.53メートルの地点
 - (11)の地点 (10)の地点から88度46分 10.57メートルの地点
 - (12)の地点 (11)の地点から86度43分 10.15メートルの地点
 - (13)の地点 (12)の地点から84度42分 10.15メートルの地点
 - (14)の地点 (13)の地点から82度39分 10.57メートルの地点
 - (15)の地点 (14)の地点から81度13分 108.06メートルの地点

- (16)の地点 (15)の地点から158度59分 34.66メートルの地点
- (3) 面積
17,369.23平方メートル
- 4 埋立地の用途
海岸保全施設用地
道路用地
- 5 埋立免許の年月日及び年号
平成15年1月29日熊本県指令漁第46号
- 6 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び天草広域本部農林水産部漁港課並びに苓北町農林水産課

熊本県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
まつもと耳鼻咽喉科医院	菊池市亘11番地1	平成26年1月1日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
みよし歯科クリニック	合志市御代志1672番地1	平成26年4月1日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
クスノキ薬局 桜の里店	球磨郡水上村岩野2675番地4	平成26年4月1日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 3rd Hand	人吉市老神町31番地 丸目アパート8号	平成26年4月7日

熊本県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
高森会 阿蘇やまなみ病院	名称		平成26年1月30日
	阿蘇やまなみ病院	高森会 阿蘇やまなみ病院	

(歯科)

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
野田歯科医院	所在地		平成25年12月1日
	上益城郡山都町下市前田21番地2	上益城郡山都町浜町57番の1	
ちぢいわ歯科クリニック	名称		平成26年3月1日
	千々岩歯科医院	ちぢいわ歯科クリ	

		ニック	
(調剤)			
医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
サンアイ調剤薬局 玉名店	名 称		平成 2 6 年 2 月 1 日
	サンアイ調剤薬局	サンアイ調剤薬局 玉名店	
	開 設 者		
	株式会社エムコム	株式会社エムコム ホールディングス	

熊本県告示第 5 4 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
まつもと耳鼻咽喉科医院	菊池市亘 1 1 番地 1	平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日

熊本県告示第 5 4 3 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 4 条において準用する同法第 1 2 条第 5 項の規定により熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、平成 2 6 年 6 月 1 日から当該港湾施設の供用を開始する。

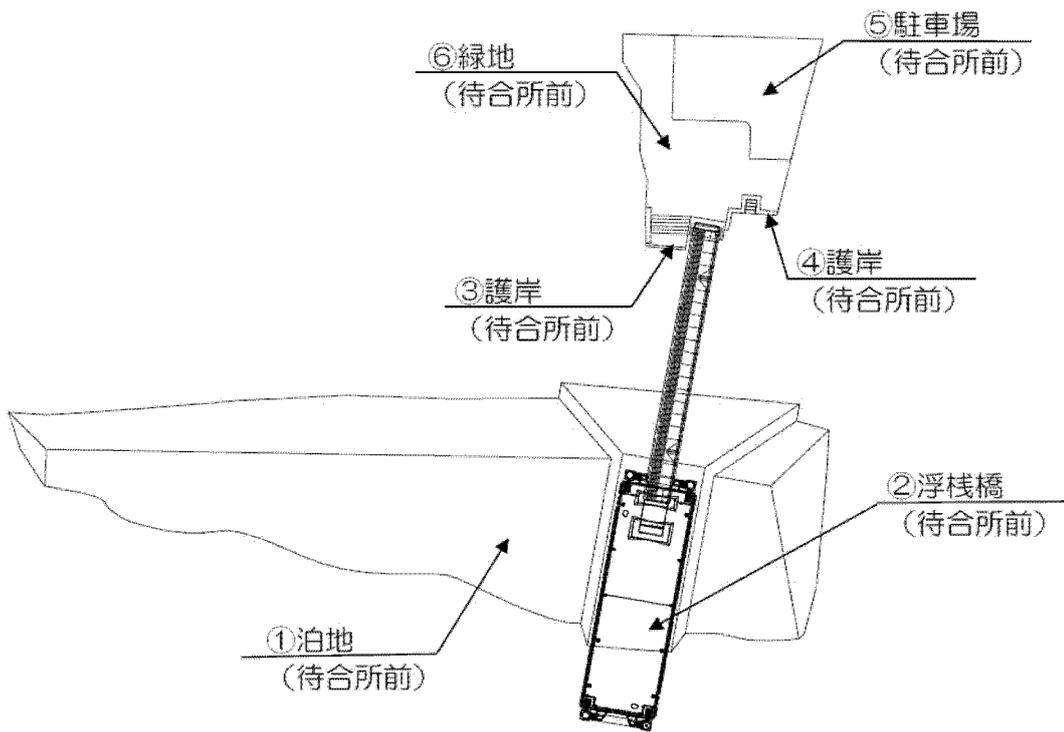
平成 2 6 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 三角港
- 2 所 在 宇城市三角町三角浦瀬戸 1 0 0 3 - 4 番地先
- 3 概 要

番号	種類	数 量 及 び 能 力 (構 造)
①	泊地	面積 8 6 2 平方メートル、水深 - 2 メートル
②	浮棧橋	1 基 (延長 2 3 メートル、幅員 2 メートル)
③	護岸	延長 3 . 8 メートル
④	護岸	延長 6 メートル
⑤	駐車場	面積 1 2 4 平方メートル
⑥	緑地	面積 1 0 0 平方メートル

4 位置図



熊本県告示第 5 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 6 年 5 月 2 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字上ヶ滝 2 3 3 番 2 地先から 同所 2 3 3 番 2 地先まで	185. 0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 6 年 5 月 2 7 日

公 告

熊本県公告第 2 6 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により菊陽町から熊本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 2 7 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字榎山1443番17の一部、同字小迫1527番及び里道の一部
1,603.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋1229番地
野口 高行

熊本県公告第271号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度自動車税納税通知書差出代行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名称 熊本県総務部市町村・税務局税務課
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
氏名 メールソリューション・ジャパン株式会社
住所 東京都千代田区東神田二丁目8番13号
- 5 落札金額
1通につき51.3円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年2月14日

熊本県公告第272号

玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区理事長高崙哲哉から平成26年4月15日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年5月14日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第273号

阿蘇市に事務所を置く一の宮町土地改良区理事長宮崎昌文から平成26年4月9日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年5月14日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第274号

熊本市に事務所を置く緑川南部土地改良区理事長八幡紀雄から平成26年4月4日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年5月14日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第275号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 荒尾市西原町二丁目10番25号
- 2 築造者の氏名 フォーレスト不動産
- 3 道路の位置 玉名市山田字平1538番1及び同1539番1
- 4 道路の幅員 6.45メートル

- 5 道路の延長 64.76メートル
- 6 指定年月日 平成26年5月1日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第4号

熊本県公告第276号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の対象家畜
牛
- 2 講習会の対象者
熊本県立農業大学の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
- 3 講習会の対象人数
30人程度
- 4 講習会の開催期間及び場所
 - (1) 期間
平成26年7月28（月）から同年8月26日（火）まで
（8月14日、15日並びに土曜日及び日曜日を除く20日間）
 - (2) 場所
合志市栄3805 熊本県立農業大学校
- 5 その他
国内における家畜伝染病発生状況等により延期し、又は実施しない場合がある。

熊本県公告第277号

八代市に事務所を置く八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宮本 國昭	八代市豊原中町2451番地
理事	田中 茂光	八代市大福寺町96番地
理事	兵藤 敏行	八代市敷川内町710番地
理事	下山 竹次郎	八代市日奈久山下町3416番地
監事	松本 幸一	八代市植柳下町4239番地
就任		
理事	園田 悟	八代市高下東町148番地
理事	清田 漸	八代市植柳下町3113番地3
理事	小林 幸生	八代市催合町841番地1
理事	久保 賢二	八代市日奈久山下町1935番地4
監事	白石 節夫	八代市日奈久新田町3591番地

熊本県公告第278号

八代市に事務所を置く八の字土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	河合 良夫	八代市北平和町164番地
理事	吉田 友彦	八代市北平和町155番地
理事	園原 一洋	八代市北平和町313番地
理事	里見 悟	八代市南平和町135番地
理事	宮原 義光	八代市南平和町26番地
理事	坂本 公義	八代市南平和町256番地

理事	前田 隆行	八代市鼠蔵町1779番地
理事	江嶋 豊	八代市鼠蔵町1844番地
理事	串山 二博	八代市三江湖町2155番地2
理事	中山 誠一	八代市三江湖町1590番地
理事	中村 博生	八代市北原町223番地
理事	山本 幸廣	八代市葭牟田町34番地
監事	石原 敏政	八代市北平和町303番地
監事	上坂 隆弘	八代市南平和町234番地
監事	添田 敏徳	八代市北原町661番地
監事	橋崎 征武	八代市葭牟田町473番地2
就任		
理事	田中 宗義	八代市北平和町185番地
理事	高木 淳	八代市北平和町256番地
理事	東 秋久	八代市北平和町269番地
理事	里見 悟	八代市南平和町135番地
理事	坂本 公義	八代市南平和町256番地
理事	北岡 拓美	八代市南平和町233番地
理事	前田 隆行	八代市鼠蔵町1779番地
理事	中村 有一	八代市鼠蔵町1819番地
理事	竹田 義也	八代市三江湖町1454番地
理事	木村 誠也	八代市北原町685番地
理事	中村 博生	八代市北原町223番地
理事	山本 幸廣	八代市葭牟田町34番地
監事	澤村 郁幸	八代市北平和町146番地
監事	水田 和秋	八代市南平和町27番地
監事	添田 敏徳	八代市北原町661番地
監事	楠本 繁博	八代市葭牟田町413番地2

熊本県公告第279号

八代市に事務所を置く八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	松下 健一	八代市場町330番地

熊本県公告第280号

八代市に事務所を置く八代平野南部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	松下 健一	八代市場町330番地

熊本県公告第281号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年5月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田 1 3 0 0 番地 3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚 9 3 5 番地
理事	高本 健治	八代市井上町 2 4 1 番地 2
理事	一美 清一	八代市古閑中町 1 4 8 8 番地
理事	萩本 厚生	八代市井揚町 3 0 5 0 番地
理事	田崎 光則	八代市郡築 3 番町 1 3 6 番地 2
理事	立石 修治	八代市郡築 1 0 番町 5 7 番地 2
理事	上村 義美	八代市昭和日進町 9 4 番地 3
理事	福田 貞雄	八代市岡町小路 6 9 4 番地
理事	北橋 龍美	八代市千丁町太牟田 1 7 2 5 番地
理事	岩崎 忍	八代市千丁町古閑出 2 6 2 9 番地 2
理事	田添 秀行	八代市鏡町上鏡 2 0 3 番地
理事	山本 一	八代市鏡町野崎 1 3 9 番地
理事	黒田 清志	八代市鏡町宝出 5 8 7 番地
理事	満永 芳雄	八代市鏡町北新地 3 1 5 番地
理事	橋本 保博	八代市鏡町下村 3 0 4 番地
監事	家田 富造	八代市郡築 8 番町 2 4 番地 2
監事	岩崎 茂	八代市昭和明徴町 8 2 9 番地 2
監事	宮田 学	八代市千丁町新牟田 1 3 5 番地
監事	米 昭雄	八代市鏡町貝洲 7 1 0 番地
就任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田 1 3 0 0 番地 3
理事	藤本 一臣	八代市氷川町高塚 9 3 5 番地
理事	有馬 正法	八代市上日置町 4 2 4 0 番地 1
理事	谷崎 光義	八代市大村町 7 6 0 番地 1
理事	萩本 厚生	八代市井揚町 3 0 5 0 番地
理事	田崎 光則	八代市郡築 3 番町 1 3 6 番地 2
理事	立石 修治	八代市郡築 1 0 番町 5 7 番地 2
理事	松田 隆	八代市昭和日進町 2 6 0 番地
理事	福田 貞雄	八代市岡町小路 6 9 4 番地
理事	松浦 進一	八代市千丁町吉王丸 3 5 9 番地 1
理事	岩井 種實	八代市千丁町古閑出 1 5 7 3 番地
理事	前田 久男	八代市鏡町芝口 2 3 2 番地
理事	稲津 秀憲	八代市鏡町内田 1 7 2 番地
理事	小林 武	八代市鏡町貝洲 1 0 7 4 番地
理事	満永 芳雄	八代市鏡町北新地 3 1 5 番地
理事	前田 初男	八代市鏡町下村 7 5 5 番地
監事	宮下 政治	八代市郡築 1 番町 3 1 3 番地 2
監事	岩村 和明	八代市昭和同仁町 3 9 8 番地
監事	宮田 学	八代市千丁町新牟田 1 3 5 番地
監事	田副 秀行	八代市鏡町両出 1 6 5 番地 4

登載依頼

熊本県環境審議会公告 第 2 号
 第 5 1 回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成 2 6 年 5 月 2 3 日

熊本県環境審議会
 会長 篠原 亮 太

1 開催日時

- 平成26年5月30日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
 - 3 会議内容
 - (1) 審議事項
ア 「第23回くまもと環境賞」被表彰者の選考について
 - (2) 報告事項
ア 平成25年度第3回温泉部会における決議事項について
 - 4 傍聴者の定員
5人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時から先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 その他
審議事項ア「第23回くまもと環境賞」被表彰者の選考については、同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関する内容であり、熊本県情報公開条例第7条第2号に該当するため、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3アの規定により非公開にする。
 - 7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
（電話096-383-1111 内線7321）

熊本県警察本部告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。
平成26年5月23日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 競争入札に付する事項
熊本県指紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年6月20日（金）午後5時までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊鑑公告第211号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成26年5月23日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務（賃貸借）の名称
熊本県指紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借
 - (2) 賃貸借に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部刑事部鑑識課指紋資料係
 - (3) 借入物品及び数量
熊本県指紋情報管理システム用装置一式
なお、借入物品の種別、数量及び品質（仕様）等は、熊本県指紋情報管理システム用装置入札・要求仕様書（以下「入札・要求仕様書」という。）のとおりとする。
 - (4) 借入物品の品質等
入札・要求仕様書のとおり
 - (5) 借入期間
平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
 - (6) 履行（納入）場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部刑事部鑑識課
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録済みである電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、1ヶ月当たりの借入（保守料込み）の代金とする。見積もりに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 - (1) 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有する者となし、決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成26年6月20日（金）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 入札・要求仕様書の内容を満たしていること。
 - (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力密接関係者であるとき。
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

ウ 入札・要求仕様書の5(4)に掲げる事前提出書類一式

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付するイ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イ及びウの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イ及びウの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成26年7月3日(木)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続き及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年7月3日(木)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札・要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年7月16日(水)午後5時まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年7月16日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成26年7月17日(木)午後2時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部庁舎2階 201会議室

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年7月16日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式に

よる入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。者及び書面により入札書をなお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
 イ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 8 9 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 1 4 日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 7 7 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（6 0 ヶ月）を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 7 8 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限
 イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
 （本公告に係る入札・契約担当部局）
 熊本県警察本部刑事部鑑識課指紋資料係
 電話番号 0 9 6 - 3 8 1 - 0 1 1 0 （内線 4 6 5 1）
 ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 0 1 1 0 （内線 4 6 1 9）
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2

ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment (調達する役務の名称、数量)
A set of Fingerprint Information Management System for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date and Place for tender: (入札期日)
Date : 2:00 p.m., July 17, 2014
Place: Kumamoto Prefectural Police Headquarters Building 2F
Criminal Identification Division
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先)
Identification Division
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
Japan 862-8610
Phone: 096-381-0110 EXT. 4651
- (4) Other (その他)
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊 広 県 公 告 第 2 7 6 号

特定調達契約につき、随意契約により相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月23日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
熊本県警察文書情報データベースシステム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名 称 熊本県警察本部警務部広報県民課
所 在 地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月17日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
氏 名 日本電気株式会社熊本支店
住 所 熊本県熊本市中央区水道町8番6号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
37,260,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

正 誤

平成26年4月4日熊本県公報第12304号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	55	しゅん功	竣しゅん功